

国家資格化 Q & A (3)

関東支部主催国家資格化フォーラムの報告

2021年3月に開催された、関東支部主催国家資格化フォーラム（Zoomによるオンライン開催）では、当日参加者からたくさん質問が寄せられました。その中から主な質問をQ & Aとして掲載いたします。

1. 国家資格化と保険点数化(1件)
2. 加算に向けた取り組み(1件)
3. 国家資格化に向けた文科省、厚労省との協議(1件)
4. 国家資格化に向けた他職種団体への働きかけ(1件)
5. 学会認定資格と国家資格化(2件)

Question	Answer
1. 国家資格化と保険点数化	
<p>国家資格化と保険点数化の実現は別の取り組みということですが、今はまず国家資格化に向けた取り組みを行っているということですか？</p> <p>国家資格化されなくても、保険点数化が先に実現するということがありますか？</p>	<p>保険点数化が先行することもあり得ます。</p> <p>医療保険点数については様々な診療について点数化されているので、医療の財政状況を考えると、絞り込まれた診療項目に保険点数化されていくことも考えられます。</p>
2. 加算に向けた取り組み	
<p>音楽療法士の加算が実現されると音楽療法士の雇用も広がり、音楽療法士の世間の認知も高まると思うのですが、音楽療法士加算へ向けた取り組みについては今行われているのでしょうか？</p>	<p>福祉分野においては①基本報酬（配置基準）②加算の2つの構成から、報酬の算定が決定されることが基本です。</p> <p>①は条件を満たさないと違法、基準違反となりますが、②は満たさなくても違法ではありません。ただし最近の傾向は、①が小さくなり②をしっかりと取得しないと経営が成り立ちにくい構造に変わってきています。②は特に専門性が求められるため、保育士、介護福祉士、PT、OT等の専門職を配置することが求められます。</p> <p>学会としては国家資格化を推進しつつ、加算についても検討していきたいと考えています。</p>
3. 国家資格化に向けた文科省、厚労省との協議	
<p>文科省、文化庁との協議について。実際に国家資格化となると厚労省の所管になると思われます。厚労省へのアプローチの状況はどうなっているのですか？</p>	<p>現在は文科省との協議が進行している状況です。音楽療法の対象者は医療、福祉、心理、教育と多岐にわたることから、文科省と厚労省どちらにも</p>

<p>ようか？</p>	<p>アプローチをしていく方向です。</p> <p>前例として公認心理師は文科省・厚労省の共同での管理（共管）となっており、そういったことから音楽療法士についても「共管」を視野に入れています。</p>
<p>4. 国家資格化に向けた他職種団体への働きかけ</p>	
<p>国家資格を取得した他職種、特に SW、OT、心理師等の団体が国家資格に取り組んだ経緯から学ぶことが多々あると思いますが、それらの団体の方々から情報交換などはされるのでしょうか？</p>	<p>それらの資格が国家資格になった経緯は音楽療法士にとっても参考になると考えられるので、情報交換を進めていきたいと考えています。</p> <p>国家資格推進委員会においても、医療、福祉分野の国家資格化の成り立ちについて経緯をまとめていったこともあるので、今後、そういった情報を得ながら進めていきたいと思っています。</p> <p>同時に、他職種の学術大会、講習会、学会誌論文投稿などを通じて音楽療法について認知していただくことも大切と考えます。</p>
<p>5. 学会認定資格と国家資格化</p>	
<p>私は、「日本音楽療法学会認定音楽療法士」の資格を持っています。国家資格になった場合、「日本音楽療法学会認定音楽療法士」と名乗ることは可能なのでしょうか？それとも、その言葉の中に「音楽療法士」という言葉が入っているのが不可能なのでしょうか？</p> <p>「国家資格の音楽療法士」と名乗らなければ大丈夫でしょうか？</p>	<p>音楽療法士の国家資格化については「名称独占」を目指しています。具体的に法案がまとまるとこないと不明なことも多いのですが、国家資格化された場合、音楽療法士の文言が入った名称は、国家資格取得者のみが名乗ることができると推測されます。</p>
<p>音楽療法士が国家資格になった場合、現在の資格認定制度がどうなるのでしょうか？</p> <p>学会認定音楽療法士と国家資格の両方を取得する、学会認定音楽療法士は取得せずに国家資格だけ取得する、学会認定音楽療法士だけを取得するなどのパターンがあると思います。現時点での見通しを、お分かりの範囲でご回答頂けましたら幸いです。</p>	<p>国家資格の音楽療法士と学会認定音楽療法士についての関係については、法文の内容によるため、現時点では確定できません。また、「音楽療法士」という文言をどのように整理していくかは、今後の検討課題となります。</p>